

旭川市子ども・子育て審議会
令和元年度第1回就学前教育及び保育についての
各種基準の見直しに関する専門部会議事録

- 1 日 時 令和元年5月9日(木) 18:30~20:30
- 2 場 所 旭川市役所第二庁舎3階 健康相談室
- 3 出席委員 佐藤委員, 宮崎委員, 小山委員, 石河委員
(欠席委員) 佐々木委員
- 4 事務局 子育て支援部
こども育成課 金課長, 門脇主幹, 土橋補佐, 上田補佐
こども育成係 興津主査, 陶
保育給付係 一戸, 松友
こども事業係 木脇係長, 宮崎主査, 藤永主査
- 5 傍聴者 0名
- 6 議事概要

【議事】

(1) 調査審議

①「幼児教育の無償化に係る取組への対応等について」

ア 幼児教育無償化の概要について

イ 調査審議スケジュールについて

※事務局より資料1「幼児教育無償化の概要」及び資料2「調査審議スケジュール(案)」について説明。

ウ 旭川市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担の無償化について

※事務局より資料3「旭川市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担の無償化(案)」について説明。

説明終了後, 各委員から質問・意見等があった主な事項は次のとおり。

(委員)

・1号・2号認定子どもの無償化に伴って, 現在の保育料階層がなくなるが, 副食材料費を徴収するかしないかは, 年収約360万円とされている。この境界はどこか。

(事務局)

・年収約360万円の境界は現在の保育料階層で申し上げると, 1号認定の場合, B1階層とB2階層の間であり, 2号・3号認定の場合, ひとり親世帯等以外ではC3-①階層とC3-②階層の間に, ひとり親世帯等では, C4-①階層とC4-②階層

の間となる。

※「旭川市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担の無償化（案）」については、事務局案のとおりとする。

エ 幼稚園（私学助成）の無償化について

※事務局より資料4「幼稚園（私学助成園）の無償化について」に基づき説明。

説明終了後、各委員から質問・意見等があった主な事項は次のとおり。

（委員）

・無償化の事務手続について、私学助成の幼稚園に確認をしていただいたということだが、各幼稚園からの問題提起はなかったか。施設等利用給付の代理受領の時期が次の月の月末という点についても、了承を得ているか。

（事務局）

・今の施設型給付費の代理受領の事務手続よりも簡便であるということをお話しして、このような形で事務を進めることで問題はないという意見をいただいている。

（委員）

・無償化上限額の25,700円まで保育料を便乗値上げする園が出てくるという報道があったが、10月から値上げする園はあるか。

（事務局）

・各園の保育料は、それぞれ園則で定められており、4月の時点で本年度の保育料が決まっているため、10月から値上げするということはない。

（委員）

・保育料に給食費が含まれている園はあるか。含まれていた場合に、給食費を含んだ保育料を無償化の対象としてしまうと、公平性の観点から問題とならないか。

（事務局）

・保育料の中に給食費が含まれている園は2か所ある。このような場合の無償化の考え方について、現時点では国から詳細が示されていないため、今後確認していく。

※「幼稚園（私学助成園）の無償化」については、事務局案のとおりとする。

オ 地域保育所の無償化について

※事務局より資料5「地域保育所の無償化について」に基づき説明。

説明終了後、各委員から質問・意見等があった主な事項は次のとおり。

（委員）

・4月時点で42人の児童が入所していると伺ったが、その中で保育の必要性がある3歳児から5歳児は何人いるか把握しているか。

（事務局）

・入所児童数は把握しているが、そのうち保育の必要性がある児童の人数は把握できていない。平成30年12月時点では、在籍48人のうち40人程度が保育の必要性がある児童だった。

（委員）

・保護者が働いていないと無償化にはならないのか。

（事務局）

・就労以外にも、親族の介護や看護などでも保育の必要性の認定を受けることができ、無償化の対象となる。認定要件は認可保育所と同等になるものと考えている。

（委員）

・新たな1号認定を受けて地域保育所を利用する方も無償化となるか。

（事務局）

・地域保育所は認可外保育施設であるため、新たな1号認定は受けられない。保育の必要性がある新たな2号・3号認定を受けた方が無償化の対象となる。

（委員）

・地域保育所には、教育がないということか。教育が必要な方は、幼稚園や認定こども園に行かないと無償化にならないのか。

（事務局）

・地域保育所には教育がないということではなく、保育を通じて様々な学びがある。地域保育所は、幼稚園ではなく公立の認可外保育施設という位置づけなので、無償化になるためには新たな2号・3号認定を受けていただかなければならない。保育の必要性がない児童で地域保育所を利用している方は、これまでどおり保育料を支払って

いただくこととなる。

（委員）

・無償化の対象となる教育・保育サービスを複数利用する場合、無償化の上限額を超えるケースもあると想定されるが、どのように把握するのか。

（事務局）

・無償化に向けて市のシステムを改修する予定であり、システム上で教育・保育サービス利用状況や無償化給付額を管理することで、上限額を超えているかどうかの判断ができるものと考えている。

（委員）

・新たな2号・3号認定の認定要件は、現行の2号・3号認定と全く同じになるか。

（事務局）

・国から詳細が示されていないが、現行の2号・3号認定の要件に近いものになるものと考えている。ただし、求職活動中の取扱いなど、不明な点も多い。

※「地域保育所の無償化」については、事務局案のとおりとする。

カ 認可外保育施設の無償化について

※事務局より資料6「認可外保育施設の無償化について」に基づき説明。

説明終了後、各委員から質問・意見等があった主な事項は次のとおり。

（委員）

・私立の認可外保育施設で指導監督基準を満たしている施設は何施設あるか。

（事務局）

・11施設中7施設が指導監督基準を満たしている。

（委員）

・指導監督基準を満たしていない施設も経過措置で今回の無償化の対象となるという説明であったが、5年間の経過措置期間中に指導監督基準を満たしていないまま、無償化を続けるのではなく、ある一定の基準まで質が担保できるような仕組みを作った方が良いのではないかと考える。

(委員)

・指導監督基準を満たしていない施設は、園の努力で満たせるような状況なのか。

(事務局)

・4か所は指導監督基準を満たす旨の証明書を交付されていないが、基準を満たしている7か所が優れていて、4か所が優れていないというわけではない。証明書は立入調査を実施した際に口頭指導も文書指導もなかった施設に発行されている状況だが、基準を満たしている施設でも、翌年度以降に指導が出てしまうこともあるが、その場合には改善状況を報告してもらって、確認できた場合には、そのまま証明書が発行されている。先ほど質が担保できるような仕組みを作る必要があるのではないかという御意見をいただいているが、今回の無償化に合わせて市としてもそういった部分を今後検討していきたいと考えている。

(委員)

・無償化の対象とする認可外保育施設を条例で定めることも可能だが、10月1日から無償化が開始されることを考えると、それまでに条例化するのはスケジュール的に厳しいか考える。

(委員)

・10月までには間に合わないが、例えば来年度の4月までに一定の基準を守ることが無償化の条件とするよう条例化することは可能なのか。

(事務局)

・条例の制定については市町村の判断でできることとされており、このほか立ち入り調査の強化や証明書交付基準の明確化なども合わせて検討していなければならないと考えている。

(委員)

・質の伴わない儲け主義の新規参入施設が出てくる可能性もあり、市としてはそのような事業者を参入させないようなことも考えていく必要があるのではないか。

(委員)

・指導監督基準を満たしていない4施設について、今後満たせるような見込はあるか。

(事務局)

・指導している項目は、改善不可能とは考えていない。

（ 委員 ）

・旭川市に小規模保育事業ができたときに、A型とB型があり、初年度はB型も認めていたが、平成28年度からはA型になるよう指導したことは、自慢のできる市の対応だった。認可外保育施設の無償化について、5年も指導監督基準を満たさないまま対象とすることについて疑問を感じている。

（ 委員 ）

・今後の旭川で保育の受け皿として認可外保育施設がどの程度必要かということもある。保育所や幼稚園などの認可施設にどの程度の子どもが入っていないのか、今後その割合が増えていくのか減っていくのか、増えていくのだとすれば、認可外保育施設であっても、認可施設並みの質の担保は必要と考える。

（事務局）

・認可施設に入れない方以外にも、例えば深夜の時間帯だとか認可外で無ければ受け入れできないような就業形態の方もいるため、認可外保育施設のニーズは今後もあるものと考えている。今後増えるかどうかは見通せていないが、委員がおっしゃるように無償化の対応を行いつつ、質の向上を図っていきたいと考えている。

（ 委員 ）

・認可外保育施設に対しては運営費を補助していると思うが、補助金と保護者からの保育料だけでは、例えば、朝夕でも必ず2名の職員を配置しなければならないなどの基準を満たしていくのが難しい部分もある。

（事務局）

・立入調査では、保育士の有資格者が足りなかったり、朝夕に一人しか配置できなかったり、人員配置に関する指摘が多い。

（ 委員 ）

・証明書交付施設でも指導監督基準を満たせないときもあるという点に関して不安がある。低いレベルから徐々に向上していくのではなく、基準を満たすことを基本とする仕組みができていないのではないか。一年間で基準を満たすのは無理かもしれないが、例えば時限を設けて無償化施行2年間の中で基準を満たすよう求めるなど、まずは指導を受けない水準まで引き上げるなどの対応が必要ではないか。

（ 委員 ）

・立入調査は年に一回の実施か。

(事務局)

・立入調査は年一回である。5年の経過措置終了後は、指導監督基準を満たすことが必要なので、経過措置終了までに基準を満たせるよう、立入調査のあり方を変えていくことも強化につながるかと考えている。認可外保育施設は経営が厳しいところが多いため、5年まで必要かは分からないが、経過措置期間は必要と考えている。

(委員)

・そういう意味では、旭川民間保育所相互育成会で実施している巡回指導のような取組が効果的ではないか。できれば認可外のことを熟知している先生が指導することで、クリアすべき基準を明確に示せるため、質の向上につながるのではないか。

基準を満たした上で、保育の質と職員の処遇を引き上げられるような仕組み作りを同時に進める必要もあるのではないか。

(委員)

・無償化は10月から始まるので、条例化が難しいとしても、なし崩し的に進めることは避けたい。どの程度の水準を、いつまでに満たすよう求めるかという道筋を決めておく必要があるのではないか。

(委員)

・市内の認可外保育施設の3歳以上保育料はどの程度か。

(事務局)

・施設によって幅はあるが、3万円～4万円程度である。

(委員)

・これより安い保育料を設定している施設はあるか。

(事務局)

・現在とりまとめ中だが今年度の保育料を調査しており、10月から引き上げる予定と回答した施設もある。国からは無償化に向けた便乗値上げは認められないとの通知が出ており、周知はしているが、値上げをする予定の施設は、質の確保や保育士確保を理由としている。

(委員)

・認可外保育施設の中には24時間開所の施設もあるが、無償化の対象となるのか。

(事務局)

・月額37,000円を上限として無償化の対象となる。

(委員)

・私学助成の幼稚園を利用しながら、夜は認可外保育施設を併用した場合の無償化はどうか。

(事務局)

・幼稚園と認可外保育施設を併用している場合は、認可外の上限額と幼稚園の上限額の差額である月額11,300円が上限となる。

※「認可外保育施設の無償化」については、事務局案のとおりとする。

(2) その他

① その他の意見・質問

(委員)

・先ほど保護者等に周知を図るという説明があったが、今回の無償化の範囲は非常に多岐に渡るので、どのような周知を考えているのか。

(事務局)

・今後のスケジュールだが、条例改正が6月末と想定し、7月以降に新たな申請が必要になるため、事業者向けの説明会が必要と考えている。保護者向けにも無償化の詳細が分かるよう、チラシ、ホームページ、市民広報等で周知しなければならないと考えている。今後どういう形で広く発信していくか十分検討してまいりたい。

(委員)

・新しい制度が施行された際には、保護者とトラブルになったケースも少なからずあったので、ホームページ等を使った分かりやすく丁寧な説明をお願いしたい。

② 答申について

(事務局)

・本日の調査審議で、大きく2つ御意見をいただいたと考えている。
・1つ目については、私学助成の幼稚園で保育料の中に食材料費も含んだ額を設定している園があり、食材料費を別途徴収する施設を利用する保護者との不公平感を生じさせることのないよう、国の情報を収集しながら無償化の考え方を整理する必要があること。

- ・ 2つ目については、認可外保育施設で国の指導監督基準など一定の基準を満たす必要があるのではないか、また、時限を決めて、なるべく早い段階で決められるような道筋、仕組み作りを進めるべき、併せて保育の質や職員の処遇の部分についても、支援していけるような体制を考えていく必要があること。
- ・ いただいた御意見を踏まえて答申に付帯意見を付すこととし、部会長が確認の上、次回の部会でお示ししたい。

※答申案については事務局で作成の上、部会長が確認することです承を得た。